

平成18年（ネ）第248号

控訴人 川 勝 聖 一 外16名

被控訴人 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州

最終準備書面

2009年4月17日

福岡高等裁判所

第5民事部 御 中

控訴人ら訴訟代理人

| | |
|-------|---------|
| 弁 護 士 | 馬奈木 昭 雄 |
| 同 | 高 峰 真 |
| 同 | 紫 藤 拓 也 |
| 同 | 板 井 優 |
| 同 | 三 角 恒 |
| 同 | 寺 内 大 介 |
| 同 | 森 徳 和 |
| 同 | 市 橋 康 之 |
| 同 | 原 啓 章 |
| 同 | 中 村 多美子 |

第1、はじめに

1、人体実験を容認し、殺す側の論理を支持する原判決

(1) 原判決は控訴人らの健康被害発生のおそれの主張について、次のとおり結論し、控訴人主張を否定した。

『上記ウの現在までの我が国における電波防護指針等の策定経緯、内容等及び国際機関の研究結果等に照らせば、前記ア、イその他控訴人らの主張に沿う各研究結果等があるからといって、現段階で直ちに携帯電話基地局から放出される電磁波に健康被害が生じる具体的危険性があるとは認め難い。上記イの最近の研究結果の中には、被控訴人から問題点の指摘がないものもあるが、それらについても今後その信憑性が検証されるべきものであり、現段階で上記結論を左右するものではない。』（原判決 36 頁）

しかし、この原判決の論理は、まさに被控訴人による人体実験を容認する論理である。すなわち、控訴人らを実験動物モルモットがわりにして一日中 24 時間、365 日、今後も半永久的に電磁波をあびせ続けて、健康被害が現実生じるか否かを確認することを容認しているのである。しかも、周辺には携帯電話を使用することのない子供や赤ちゃんや胎児もいることを忘れてはならない。

その結果、不幸にして控訴人らに健康被害が現実発生して、はじめてようやく被控訴人に対する差止請求が認められる、という論理なのである。これこそまさに原判決は「殺す側の論理」の立場に立つことの宣言であり、控訴人らが主張する「殺される側の論理」の立場（被控訴人によってモルモットがわりにされることを拒否する論理）にたつことを否定したのである。判決の「直ちに」で示されている意味は、殺人現場を直接見ることでしかあり得ない。10 年後、さらにその後の被害発生を「現時点」で判断することが求められていることをよくわかっていないのである。

この原判決の論理、立場がいかに誤っているか、裁判所はけっして「殺す側の論理」をとってはならないのだという、まさにその判断こそが本件御庁判決に求められているのであり、このことこそが最も本質的な基本争点なのである。

最終準備書面のはじめに、まずその確認をしておきたい。

2、「殺される側の論理」控訴人の主張

控訴人らは原審において、基準値以下なら「安全」ではないとして、次のとおり主張した。

- (1) 被控訴人は(野島証人も)国の基準値以下であれば「安全である」、すなわち健康被害は生じない、と「強弁」する。
- (2) この被控訴人主張が、そもそも「論理必然的」になりたないことは、小学生でも分かることである。それは、すなわち基準値以下ならば安全(健康被害はない)、という証明がされた結果に基づき(科学的知見が確立された結果に基づき)きめられた基準値ではないからである。現在定められている基準値は考え方が逆で、これ以上は危険がある(健康被害発生の可能性がある)という知見が確立されている数値なのである。従って今後研究が進み、危険性について新しい知見が確立されれば、(すなわち、まだ安全か否かが疑問が存した部分について危険性があるという知見が確立すれば)当然に基準値はより厳しく改正されるのである。
- (3) 以上の指摘をさらに説明すると、現在の知見において、この数値以上は危険である、すなわち健康に害を与える可能性が知見として確立されているという部分と、この数値以下であれば危険性はない(健康被害を与える可能性はない)という知見が確立している)という部分の間に、さらにその中間として、危険性を指摘されているが、まだ知見として確立していない部分(しかしその可能性は否定されていない部分)の三つの領域に区分される、ということである。
- (4) 控訴人らは現在の基準値は、危険性が確立されている部分の数値だと考えている。すなわち、危険性が指摘されているが、まだ知見として確立したとは認められていない部分がある、と考えているのである。逆に被控訴人が、基準値以下なら「安全」

と主張していることから考えると、被控訴人主張は論理的に、「基準値以下なら安全」という知見が確立していなければならないのである。それが論理的なのである。すなわち被控訴人主張が正しいと言えるためには、まだ危険性についての知見が確立していない部分まで充分考慮し、それまで含まれた数値が基準値として設定されていなければ、そもそも「安全」とは論理として成り立たないのである。もちろん、そうでなければ、基準値以下なら安全などとは言ってはならないのである。もちろん当然のことであるが、裁判所も安全と判断してはならないのである。正確には安全とは判断できないのである。

この論理構造は IARC の発がん性総合評価において取られているものであり、もちろん一般論としても論理必然的に正しいものである（甲第 81 号証 3 頁図 2 及びその説明のとおりである。野島証人調書 2 回目 81 項ないし 319 項）。

(5) 控訴人被控訴人のいずれの主張が正しいか、小学生でも判断できる。基準値を定めた総務省自身が、まだ研究が充分とはいえないので、今後研究が進み、今後の知見の集積によって基準値は改定される（すなわち厳しく設定される）ことを自ら認めているのである（野島証人調書 2 回目 35 項ないし 110 項）。

すなわち、総務省自身が（もちろん国際的な機関 WHO、I C N I R P も含めて）、現在危険性を指摘している知見（論文）について、疑問点を指摘し、まだ不十分な部分が存することを強調しているのであるが、しかしそれはけっしてこの知見が誤っており、危険性がないと証明されている知見（研究結果）が確立されている、と宣言しているのではない、ということなのである。その危険性については、十分に考えられる部分（究明されるべき部分）が存していることを認めているのであり、これはけっして「安全」なのではない。

ましてや被控訴人や野島証人主張のように「日本の基準値以下であれば安全である。」「科学的に安全であることが確立されている」などということは誤りであり（積極的に）ウソを言っていることなのである。

被控訴人（野島証人）が主張するように現行基準値以下なら「安全」と考えると、この基準値が厳しく設定された場合、それまで「安全」と言っていたことが誤りだということになってしまうのである。控訴人主張のように考えると、基準値が厳しく改訂されるのは当然のことであり、そこには何の論理矛盾も生じない。

被控訴人（野島証人も）は小学生でも分かる、論理的にも、事実としても成り立たない誤った主張を恥ずかしげもなく行っているにすぎないのである。

このことは、日本の「基準値」よりも、より厳しい基準値を採用している国が多数存している事実を考えれば自明である。野島証人の証言を、それらのより厳しい基準値を持つ国の法廷で行えば、失笑をあびるだけである。

- (6) しかも現実に危険性がすでに指摘されており、すでに一定の知見も発表されているのに、その研究成果に「ケチつけ」を行い、無視することによって、「安全」だと強弁する企業の論理、総務省の論理を決して許してはならないのである。それを許せば、人体に対する「危険性」が確立した時点、すなわち実際に人体被害発生が確認された時点まで、その企業活動は許される、人体被害が発生してはじめて対策が講じられる、ということになってしまうからである。

最近の事例で言えば、まさにアスベスト問題が典型例である。

この被控訴人の論理はまさに「人体実験」を許す論理であり、さらに正確に厳しく表現すれば「殺す側の論理」（殺人を許容する論理）なのである。

御庁裁判所が万一被控訴人の「基準値以下であれば安全」という論理を採用する立場に立つと判断された場合は、以上に指摘した控訴人の主張に対し、正面から回答されるよう強く求める。

(7) 原判決は以上の問いかけに対し、正面から回答をせずに、しかし結論として「人体実験容認」の立場を選択したのである。

3、「殺す側の論理」の誤りは自明である。

(1) 水俣病における教訓

公害を引き起こした悪質な加害企業は、例外なくこの「人体実験の論理」「殺す側の論理」を恥ずかしげもなく主張している。

その加害企業の論理を代弁し協力する「研究者」も存している。

この加害企業の論理に対し、厳しい批判を加え、この加害企業の論理は「人体実験を容認するものであるから明らかに不当」と宣言したのが、熊本地裁水俣病第一次訴訟判決（昭和 48 年 3 月 20 日判時 696 号 15 頁）であった（すでに 36 年前である）。

すなわち、次のとおり判示している。

『このような考え方をおしすすめると、環境が汚染破壊され、住民の生命・健康に危害が及んだ段階で初めてその危険性が実証されるわけであり、それまでは危険性のある廃水の放流も許容されざるを得ず、その必然的結果として、生命・健康を侵害することもやむを得ないこととされ、住民をいわば人体実験に供することを容認することにもなるから、明らかに不当といわなければならない。』

本件における被控訴人の論理（立場）及びそれと同旨の原判決の論理（立場）に対する、実に適切な、しかも厳しい批判である。

この水俣病第一次訴訟判決を掲載した判例時報 696 号の紹介解説では次のように指摘されている。

『これまでにこの水俣病によって死亡したと認められた者は 68 人、この公害病と認定された患者は約 400 人、そのなかには「植物的人間」

といわれるほど重篤患者もおり、現在まだ認定申請中の患者が 600 人に達するといわれており、』

すなわち、この判決が下された昭和 48 年時点では、認定患者及び認定申請中の患者合計千名程度が被害者患者と考えられていたにすぎないのである。

しかし、現時点において、国が認定した患者約三千人、1996 年のいわゆる政治決着で認められた患者約一万二千人、現在救済を求めている患者約二万人（そのうち、国に提訴中の患者約 2500 人）という被害者患者数と拡大している。すなわち、すぐにでも四万人に及ぶことは明らかである。

従って、判時 696 号の解説の次の指摘は極めて重大なのである。『確かに本判決の被害者救済に果たした役割は充分評価されるというものの公害発生後の裁判による公害被害者の救済および公害防止の効果にはおのずからの限界のあることを痛感させられる。真の被害者の救済のためにはまず、公害を未然に防止しなければならないところからすると、公害防止のための強力な立方行政施策の必要なことは勿論のこと、裁判による救済についても、公害防止のための差止請求訴訟が認められることを要し、四大公害訴訟の終結を機に、今後はこれらの理論およびこれらの救済をより実行あらしめるための環境権理論の整備と進展が期待されるところである。』

まさにこの指摘のとおり、公害被害が現実に発生してしまってからでは取り返しがつかないのであり、被害は未然に防止しなければならないのである。そして何よりも重要なのは、「環境権理論の整備と進展」をはかるために最も有効なのは、何よりも現実の裁判の場で、一歩でも二歩でも被害発生を未然に防止するという論理を前進させようと努力する裁判所の姿勢なのである。電磁波の危険性をめぐる原判決をはじめとした一連の判決が示すように、本質的問題提起には目を

つぶり、形式論理を示し、型どおりの同じ内容の判決を何例も繰り返すことで事たれり、という態度を裁判所が示し続ける限り、電磁波被害はけっして未然に防止されることはないし、この水俣病の悲劇はあくことなく、次々と色々な被害発生として繰り返されるのである。水俣病一次訴訟判決時点での痛切な反省、教訓はその後充分検討されることなく、40年繰り返されており、日本国民は次々と種々の被害を受け続けている。重大な被害が発生してはじめて、ようやく行政は重い腰を上げ、裁判所もその被害者の限られた一部の人（原告となった人）にわずかな損害賠償金を容認するのである。これでは、「裁判所の使命」を果たしているとはとうてい評価できない。

この判例時報 696号解説の指摘が現時点でもなお正しい問題提起として通用していることこそ、裁判に取り組むものみんながあらためて真剣に考えるべき課題なのである。

この一次訴訟判決時点で、想定された被害患者が千人程度であったこと、それでもなおこの指摘が行われたのに、現時点では実に三万人を超える被害患者が存する事実が明らかになっている。事実の重みを十分に理解すべきである。

この教訓を正しく受けとめるためには、御庁裁判所は、現行法の下でも、なお被害発生 of 未然防止に尽くすべき努力が可能であること、そのことこそがまさに国民が（被害を負う立場にいる殺される側の国民が）心から切望する「司法の使命」なのであること、この問いかけに正面から答えることこそが、本件で問われている基本点なのである。心ある日本国民は、そう願っているのである。

ちなみに、いわゆる「よみがえれ！有明訴訟」において、2008年6月佐賀地方裁判所は、排水門開門を命じる原告漁民勝訴の判決を下した。

この判決は、まさに「宝の海有明を回復する希望の光」として心あ

る圧倒的日本国民から支持されただけでなく、広く国際的に高く評価された弁護団原告団はこの判決を得たことによって韓国政府環境府などが主催した環境大賞国際部門賞ガイヤ賞を受賞した。日本政府の愚行による自然環境破壊・生活環境破壊の象徴としての国際語「イサハヤ」が、その破壊の現状を追認するのではなく、自然を再生し、漁民の生活を回復することが可能となる確かな道筋が存するのだ、という希望の光を指し示す象徴としての「イサハヤ」に転化したのである。佐賀地裁判決は、まさに世界の人々に希望の光をもたらしたのである。

電磁波被害は、万一、控訴人ら主張のとおり被害が発生した場合は、数十万人、数百万人単位の被害となることが十分に予測できること、御庁裁判所はそれを防止することが可能となる判断を下せるし、そのことが強く求められていること繰り返し強調しておきたい。

(2) 灰色部分は「危険」と判断されるべきである。

すでに繰り返し指摘したとおり、原判決は、国の基準値以下の電磁波で被害が発生するということ（高度の蓋然性の立証）を控訴人が行わない限り、「安全と見なす」、すなわち被控訴人は従来どおりの操業を行って良い、と判断した。その判断が根本的に誤っており、御庁裁判所はけっしてその立場に立ってはならないことを前項において指摘した。灰色の部分（危険性が指摘され、その証明がすでになされているが、まだ自然科学的に確立したとは言えず、国も認めていない部分）について、反証のない限り「危険」と判断すべきなのである。その判断を行うべき根拠となる知見はすでに十分に示されている。従って、「予防原則は立法政策の問題である」などという口先の逃げ口上ではなく、具体的な内容の判断を行うべきなのである。

後に詳論するとおり、本件と同種事例において、控訴人ら主張と同趣旨の判断を行ったフランスベルサイユ控訴審判決が存する。控訴人らの主張は認められているのである。

御庁裁判所が、現行法の解釈適用として、採用することが可能な現実的判断の事実と論理を控訴人は本準備書面において主張する。御庁裁判所が正面から応えられることを切望する。